

老人保健施設あうん高知 短期入所療養介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人仁生会が開設する老人保健施設あうん高知（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、要介護状態となった者に対し、適切な指定短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者が施設サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の短期入所療養介護にかかる規定（以下「指定基準」という。）を守り、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 老人保健施設あうん高知
- (2) 所在地 高知県高知市一宮西町1丁目7番25号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業に関し指定基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師 1名以上（非常勤）
医師は、診療に関する業務を行うものとする。
- (3) 薬剤師 1名以上（非常勤）
薬剤師は、薬の処方及び調剤に関する業務を行うものとする。
- (4) 看護職員 8名以上
看護職員は、看護及び医学的管理の下における介護に関する業務を行うものとする。
- (5) 介護職員 18名以上
介護職員は、医学的管理の下における介護に関する業務を行うものとする。
- (6) 支援相談員 1名以上
支援相談員は、利用者及び家族の処遇上の相談、レクリエーション等の計画・指導、市町村との連携、ボランティアの指導など、利用者に対する各種支援及び相談の業務を行うものとする。
- (7) 理学療法士等 各1名以上
理学療法士は、機能訓練に関する業務を行うものとする。
- (8) 管理栄養士 1名以上
栄養士は、食事の提供に関する業務を行うものとする。
- (9) その他の職員 必要に応じてその他の職員を置く。

(利用者に対する指定短期入所療養介護の内容)

第5条 利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、診療、看護、医学的管理の下における介護、食事の提供、機能訓練、相談援助等のサービスの提供を行うものとする。

2 事業所の介護給付費算定に係る体制等は、短期入所療養介護の介護老人保健施設のI型（看護・介護職員数3：1以上）とする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 指定短期入所療養介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、利用者から介護保険法による介護報酬の告示上の額を受けるものとする。

2 介護保険給付対象外のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得たうえで利用者からその費用の額の支払を受けるものとする。

3 介護保険給付対象外のサービスの種類、内容及び利用料金は、重要事項説明書に定めるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、高知市（一宮・薊野・布師田）、南国市（滝本・小蓮）とする。その他の地域については、利用者又はその家族との協議のうえ個別に対応するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービスの提供を受ける際、他の利用者の迷惑になる行為は慎むとともに、事業所内の療養室や設備、器具は本来の用法に従って利用するよう留意するものとする。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、消防法令に従い、消防計画を立てておくとともに、併設の三愛病院の防火管理者を当て、火元責任者は、事業所の職員から選任するものとする。

2 消火訓練、避難訓練その他必要な訓練を毎年度2回行うものとする。

(感染症対策の強化)

第10条 事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(事業継続に向けた取り組みの強化)

第11条 事業所は感染症や非常災害が発生した場合においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを、以下のとおり推進するものとする。

(1) 業務の継続及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、従業者への周知、研修及び訓練の定期的実施

(2) その他業務継続のために必要な措置

(ハラスメント対策の強化)

第12条 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化を図るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質向上を図るため、随時研修を行うものとする。

2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業所は、事業所の職員が職員の資格を喪失した後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者と社会医療法人仁生会三愛病院院長との協議に基づいて別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

変更	平成15年4月	1日	変更	平成16年	9月	1日		
変更	平成17年2月	11日	変更	平成17年	9月	1日		
変更	平成20年5月	26日	変更	平成21年	4月	1日		
変更	平成24年4月	1日	変更	平成24年	12月	15日		
変更	平成26年4月	1日	変更	平成27年	4月	1日		
変更	平成29年7月	1日	変更	平成30年	4月	1日		
変更	令和3年	3月	9日	変更	令和	3年	4月	1日